

当建設産業委員会に付託された案件については、3月11日及び14日は午前9時30分から、19日は午後4時から、いずれも委員全員出席のもと、委員会室において、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第7号中、当委員会に分割付託された案件について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

2款3項1目 旅券発給事務事業について、パスポートセンターをクラシティで開設し、3市3町で運営していくことのメリットはなにか。とに対し、

今まで県が実施してきた旅券発給事業が終了しますが、本市が引き継ぎ市内で手続きができることで市民の利便性を維持できます。加えて、クラシティに開設することで中心市街地への誘客促進が期待できます。また、広域実施することでスケールメリットが得られ、事務費の削減が図られます。とのこと。

また、半田市の負担割合とパスポートセンターへの職員配置はどうか。とに対し、

負担割合は、人件費等は申請件数割で、設備費等は各市町が均等に負担します。職員配置は、正規職員が2名、4時間対応の臨時職員3名で、午前3名、午後4名の配置です。とのこと。

4款1項1目 バイオマス利活用支援事業について、新年度から建設が始まるバイオマス利活用施設は畜産臭気問題の解決に寄与するとしているが、本施設で処理される牛ふん量は僅かで、畜産臭気問題の根本的な解決にはならないと思うが、どのように対応していくのか。とに対し、

バイオマス利活用施設を作ることで、直ちに畜産臭気問題が解決できる訳ではありませんが、それ以外にも都市型農業の振興や廃棄物の再資源化など多くのメリットがあります。また、この他に新たなバイオマス利活用施設の建設も予定されており、これらの施設が畜産臭気の低減に寄与できるよう努めてまいります。とのこと。

5款1項4目 畜産環境対策推進事業について、堆肥広域流通運搬費補助が昨年度から大幅に減少している理由はなにか。とに対し、

堆肥広域流通運搬費補助は、半田市堆肥生産利用連絡協議会で処理した糞尿の実績値に基づき算出しており、実績値が減少したことによります。その理由は、事業者が協議会を通さず、独自に処理を行うものが増加したことによると考えています。とのこと。

6款1項2目 移住者就業・起業促進事業費補助金について、東京在住の若者が半田に来てもらうためには、この補助金のことを知ってもらう必要があると思うが、どう周知を図るのか。とに対し、

当補助金は、地方創生推進事業に位置付けられており、企画課とも連携し、シティプロモーションを行ってまいります。また、県の動向を注視しながら、早期且つ効果的に実施できるよう努めてまいります。とのこと。

同じく、6款1項2目 企業再投資促進補助金等の補助制度は、事業者が市役所を訪れた際に紹介しているが、県の補助制度も併せて市側から積極的にPRして企業活動を促進する取組みを実施してはどうか。とに対し、

企業再投資促進補助金等の市が実施する補助制度については、パンフレットを作成するなどのPR活動を行っていますが、県が実施する補助制度はメニューが多いため、事業者ニーズを把握したうえで、補助メニューの紹介を行っています。とのこと。

同じく、6款1項2目 工業団地造成事業について、昨年、事業区域内で産業廃棄物が見つかったため事業区域を変更しているが、今回も同様の事が起きないか懸念される。どのような対策や対応をとるのか。とに対し、

今回の事業区域は、今年度、掘削等の調査を実施のうえで選定しています。なお、今年度中に実施できる調査は引き続き行います。とのこと。

建設部所管の平成31年度予算について、昨年度予算と比べると全体的に増額している理由はなにか。とに対し、

JR武豊線高架化関連事業を進めていることが一番の要因ではありますが、このほかにも、必要な事業を積極的に行っていく予算としたことによります。とのこと。

7款1項1目 通学路安全対策事業について、側溝の蓋かけや路肩のカラー化を実施する道路はどのような順番で決めているか。とに対し、

多くの小学生が利用する法定通学路から実施しており、平成32年度に終了予定です。平成33年度以降は学校指定通学路の工事を行っていきます。とのこと。

同じく、7款1項1目 雑草防止対策工事について、昨年度と比べると予算が大幅に増額された理由はなにか。とに対し、

この事業は、住環境の改善や除草等の委託料の削減など大きな効果があったため、平成31年度は、現場調査の結果に基づく施工可能な箇所について、積極的に実施することとしたためです。とのこと。

7款5項4目 柘丘公園整備事業について、どのような経緯で本公園を整備するのか。また、どのような公園になるのか。とに対し、

経緯は、本公園の整備が進んでおらず、地域住民から要望があったためです。また、街区公園として整備するため、駐車場はなく、近くに住んでいる人たちが利用する公園になります。とのこと。

7款6項1目 老朽化建築物取壊促進・空家対策事業について、今後はどのように実施していくのか。また、空家所有者が取壊しを行うメリットがある制度が必要と考えるがどうか。とに対し、

半田市空家等対策計画を本年7月までに策定・公表し、計画に定める4つの柱に沿った取組みを平成31年度から実施していきます。また、空家対策に関する補助金の拡充や税控除等に関連する取組みも検討していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第8号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

本会計は、本年10月1日付けで閉鎖するが、これまでの経緯はどのようなか。と
に対し、

平成28年度の中小企業退職金共済法の改正に伴い、国中退共への移管が可能に
なったため、本年4月1日をもって中小企業従業員退職金等福祉共済事業の制度
を終え国中退共へと移行し、本年10月1日をもって本特別会計についても廃止
したいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と
認めることに決定しました。

次に、議案第9号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採
決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第10号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

JR武豊線高架化関連事業を実施することで、今後の半田市にどのようなメリ
ットがあるか。とに対し、

本事業を実施することで、中心市街地への交通の利便性が確保されますが、そ
の利益は住民の住みよき向上だけに留まらず、新規起業者の出店や投資等の促進
にも寄与すると考えており、将来、半田市を今よりも豊かで住みよい街にするた
めには欠かせない事業です。また、愛知県が行う連続立体交差事業については、
半田市の負担が22.5%で実施できることもメリットの一つです。とのこと
でした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と
認めることに決定しました。

次に、議案第12号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

黒石墓地事業特別会計の公債費の償還は平成31年度中に完了するのか。とに
対し、

平成31年度で償還が終了し、併せて本特別会計も廃止したいとするものです。
とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と
認めることに決定しました。

次に、議案第19号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

上水道事業の経営について、昨年の猛暑の際に、深夜まで受水量を調整したこと
で受水費を抑えられたとのことだが、どのような工夫をしたか。とに対し、

お客様への配水量は制限できないことから、愛知県からの受水量の調整を深夜
まで行い、1日あたりの最大受水量のピークカットを行うことで、平成31年度
の受水契約において承認基本水量の減量が可能となり、基本料金を抑制しました。
とのこと。

上水道の漏水の総量とそれを費用換算した場合いくらか。また、^{ゆうしゅうりつ}有収率を高め
るためにどのような取組みを行っているか。とに対し、

現在の有収率は94%で、愛知県から年間1,500万トンを受水していることか
ら漏水量は約90万トン、費用にして約2千万円です。有収率を高める取組みは、
水道メーターや^{しすいせん}止水栓から^{ろうすいおん}漏水音を聞き取ることで漏水箇所の発見に努め、速や
かに修繕を実施するなど、漏水対策に努めています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案の
とおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第20号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

下水道汚水事業の持続可能な経営について、どのような戦略をもって取り組ん
でいくのか。とに対し、

経営の健全化のため、財源と投資の将来予測をシミュレーションし、安定経営

に資する経営戦略を策定します。このなかで、多額な繰出金の解消に向け、施設の改築更新や料金改定の方向性を示してまいります。

その他、衣浦西部浄化センターにおいて、汚泥焼却炉の建設に際して、新たに東海市や常滑市の参画を得て、これまで以上の広域運用を行うことで、半田市にとって建設費約1億円、加えて今後20年間のランニングコストも約6億円削減できると見込んでいます。とのこと。

下水道への接続率が増加している主な要因はなにか。とに対し、

本年2月末時点の接続率は84.9%です。平成30年度は、新築物件が567件、浄化槽、くみ取りからの切替えが139件接続されました。このことは、職員による戸別訪問や集合住宅所有者への直接訪問による成果もあると考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第26号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

本条例は、印鑑登録証の再交付手数料を200円に引き上げるものだが、印鑑登録証を1枚発行するのに約650円の経費が掛かることを鑑みると、再交付者には応分の負担を求めるときと考えるがどうか。とに対し、

手数料200円という金額は、他市町との均衡を勘案したうえでの設定であるため、適正金額だと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第33号、議案第34号、議案第35号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第36号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決

定しました。

次に、議案第37号、議案第38号、議案第39号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。